

令和3年度 第4回 介護保険運営協議会議事録

開催日時 令和4年3月17日（木）午後2時00分から午後3時40分まで

開催場所 横須賀市役所 本庁舎3階 301会議室

出席者

【委員】橋本委員長、鈴木副委員長、赤塚委員、石渡委員、金井委員、
佐野委員、武尾委員、千場委員、星名委員、三浦委員、三堀委員
（欠席）五十嵐委員、大島委員、菊池委員、仲委員

【事務局】介護保険課 椿課長、小西係長、国部係長、佐藤係長、竹内係長
茂木係長、川崎

地域福祉課 藤崎課長、田中課長補佐、新倉係長、高柳主任

指導監査課 草野課長、鈴木係長

健康長寿課 青木課長、鎗木係長、中島係長、上嶋主任、川口主任

【傍聴者】0名

1 開 会

事務局（介護保険課長）の司会で開会した。

2 議 題

（1）介護保険運営状況について【報告事項】

事務局から資料1に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委 員 2ページのサービス利用者数の利用率について、前回の運営協議会の資料（9月時点）では79.2パーセントだったが、今回は77.7パーセントに減少している。新型コロナウイルスの影響を受けているのか。もし影響を受けているのであれば、必要な方が必要なサービスを利用できるように、市が調査などを行い、介護保険の適正な運営につなげるべきではないか。

事務局 利用率の減少について、はっきりとした原因はわかっていない。しかし、利用率はもともとある程度の変動があるものなので、その範囲内なのではと考えている。また、別の視点として、介護認定を受けたのにも関わらずサービスを利用していない人が一定数いることについては、その原因がどういったものなのか、具体的な時期は未定だが、調査を進めていきたいと

考えている。

(2) 地域密着型サービスについて

①地域密着型サービス事業者等の指定更新について【報告事項】

②地域密着型サービス事業者等の廃止について【報告事項】

事務局から資料 2-1、2-2 に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委 員 資料 2-1 の 1 ページ、横須賀市外の事業所について、同一の事業所が資料 2-2 で廃止となっている。これはなぜなのか。

事務局 この事業所は一人の利用者のためにこの指定をとっており、令和 3 年 12 月 31 日で指定の期限が切れることになっていた。事業者はこの時点で利用者が住所変更をすることを把握していなかったので更新手続きを行ったが、その後利用者が八王子市へ住所変更を行ったことにより本市の被保険者ではなくなったことを知りこの指定自体が不要となったため、廃止した。

委 員 資料 2-2 の 1 ページ、横須賀市内の事業所 2 事業所のうち「リハビリ特化型デイサービス カラダラボ横須賀衣笠」について、廃止の理由が人員不足とのことだが、不足しているのは利用者と職員どちらか。

事務局 職員が不足している。

委 員 この事業所が指定を受けたのはいつなのか。

事務局 平成 30 年 2 月である。

委 員 資料 2-2 の 1 ページ、横須賀市外の事業所について、廃止届受理日と廃止年月日が乖離しているのはなぜか。また、理由の説明を求めているのか。

事務局 利用者がいないかの確認はしているが、理由の説明までは求めてはいない。

事務局 横須賀市以外でもこの手続きは同じなのか。

委 員 同じである。

(3) 地域包括支援センターについて

地域包括支援センターにおける介護予防支援等業務の委託について【承認事項】

事務局から資料 3 に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委 員 委託先の事業所は増えるだけで減ることはないのか。減ることがあるとしたら、どれぐらい減っているのか。

事務局 資料に載っているのは、現在継続している事業所であるので、減ることもある。年度によって増減がある。

委 員 　　今回は12事業所増えて9事業所減ったということか。
 事務局 　　そのとおりである。
 委 員 　　委託を更新しない理由にはどのようなものがあるのか。
 事務局 　　利用者の要介護度が要支援から要介護になり、担当する方がいなくなった場合などがある。

委 員 　　委託についてのアンケートを実施したと思うが、アンケートの結果も配布してほしい。
 事務局 　　令和4年3月18日（金）に市ホームページにアップされる予定であり、同時にメール配信でお知らせをする予定である。
 委 員 　　介護保険運営協議会でそのアンケート結果を配布する予定はあるのか。
 事務局 　　予定していない。

委 員 　　介護予防支援業務等のうち一部を委託できると記載があるが、ケアプランの作成を委託できるということなのか。
 事務局 　　ケアプランの作成のみではなく、それを含む介護予防支援業務を委託できる。

委 員 　　横須賀市は地域包括支援センターへの委託率が低かったと思うが、それはどうか。
 事務局 　　全国平均と比べると低い。
 委 員 　　数値はどの程度なのか。
 事務局 　　約24パーセントである。
 委 員 　　委託率が低い理由は何か。
 事務局 　　手間がかかる割には報酬が低いといったことであると考えている。
 委 員 　　報酬が低いのは本市だけではないので、特有の理由について分析が必要だと思う。
 事務局 　　特有の理由については深く分析していなかった。しかし、令和3年度から国が「委託連携加算」という加算を新設したことをきっかけに分析したところ、地域包括支援センターの業務の中で最優先とされている業務はケアプランの作成ではなく総合相談業務であるという意識があるということがわかった。今後は委託の推進が必要だと考えているため、地域包括支援センターと市で一体的に取り組んでいきたい。

委 員 　　事業所によってばらつきがあるのはなぜなのか。委託を受ける際の状況として、事業所側としては「委託を受けたい」といった感じなのか、「地域包括支援センターからお願いされたから受ける」といった感じなのか、どちらなのか。どういった流れで委託先の事業者が決まるのか。

- 事業所 委託の流れとしては、地域包括支援センターから事業所に委託をするといった流れである。その依頼を受けるか受けないかは事業所の判断による。積極的に受けたいという事業所もあれば、絶対に受けたくないという事業所もある。また、人員が多い事業所は委託を受けてくれることが多く、地域包括支援センターも多く依頼をしているところがある。
- 委員 介護予防のケアプランは作成の難易度が高いと思う。様式も難しい。様式は国が決めているものだと思うが、今後も変わらないのか。
- 委員 介護のケアプランの様式はA4だが、介護予防はA3。アセスメントをするうえで必要な書類がたくさんある。作成にはケアマネジャー個人の能力によって差が出る。また、ケアマネジャーの資格を取得する際、試験の後に実務者研修というものがあるが、その研修に介護予防の内容はない。そのため、新任のケアマネジャーは介護予防のケアプラン作成委託の依頼があった場合、抵抗感がある。地域包括支援センターでも職員の入れ替わりが激しいところでは、そこでも能力の差が出てくるので、事業所に依頼をする側にも課題がある。このようにケアマネジャーや地域包括支援センターの職員の能力によって差が出ると、そこを調整するためにさらに手間と労力がかかる。国も今のところ書式の変更をする予定はないものと思われる。
- 事務局 介護予防のケアプラン作成の難しさについては、アンケートでも回答があった。その原因は、委員のおっしゃるとおりケアプランの様式だと思われる。介護予防のケアプラン作成はアセスメントシートと一体的になっているのでこのような様式となっており、これは国が定めたものなので変えることはできない。作成のための統一的なマニュアルが必要だと考えているので、来年度以降進めていきたい。
- 事務局 地域包括支援センターには総合相談業務に力を入れてほしいという方針で、できる限り介護予防のケアプランの作成は委託するようにお願いをしている。アンケートを実施するなど、市としてどうすれば地域包括支援センターの負担を軽減できるか、また委託を受けてもらいやすくするにはどうすればよいか研究していきたい。
- 委員長 本件は、事務局提案通りに進めるには協議会において承認する必要がある。ので、承認については是非を問う。いかがか。
- 委員 (全員承認)
- 委員長 地域包括支援センターにおける介護予防支援等業務の委託について承認する。

（４）介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の進捗状況について【報告事項】

事務局から資料４に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委 員 ３ページの２（３）地域リハビリテーション活動支援事業のうち、「自立支援・介護予防のための地域ケア個別会議」について詳しく説明してほしい。

事務局 今年度から始めた会議であり、地域包括支援センターからケースの案件を出してもらい、それについて話し合うもの。そのケースを取り扱う地域包括支援センター職員のケアマネジメント能力の質の向上や、横須賀市全体の地域課題を見出すことを目的としている。通常地域ケア個別会議と異なる特徴としては、作業療法士や理学療法士といった専門職が参加しており、助言をもらえることである。

委 員 どこ地域包括支援センターがケースを出して、どれくらい開催しているのか。

事務局 全地域包括支援センターから一例ずつケースを出してもらい、年12回開催する予定である。

委 員 １ページの１住民主体型訪問サービス（介護予防・生活支援サービス）について、自分が住んでいる地域では住民主体型の活動が広がっていくとは思えない。地域の力が落ちていると思う。市としては、どのように感じているか。また、今後どのようにしていくべきだと考えているか。

事務局 団体数は市内で42団体把握している。団体として組織されることが多いのは、新興住宅地のようなところで、世代が近い方々が同時に入り、高齢化など、危機感を共有できているところが多いが、古くからある地域で立ち上がった団体もある。情報を共有していくことや、生活支援コーディネーターが中心になり、地域の方々の意欲を高めることやサポートしていくことが重要だと考えている。また、団体ではないが、町内会の福祉部として活動している場合や近所で助け合っている場合もあるので、支え合いの気持ちを広げていくことが大事だと考えている。情報発信をしっかりとしていきたい。

３ 情報提供

（１）第８期介護保険事業計画に基づく施設等の整備予定について（令和４年度から令和５年度）

事務局から資料５に基づき説明を行った。質疑はなかった。

(2) 令和4年度当初予算の概要について

事務局から資料6に基づき説明を行い、以下の質疑があった

委 員 2ページの2主な事業(拡充したもの)について記載の金額は増加分ではなく全体の金額ということか。

事務局 そのとおりである。

委 員 昨年度、介護保険料の改定についての議題が上がっていたと思うが、改定はもう行われたのか。

事務局 介護保険料の改定は3年に1回行うものだが、現在の介護保険料は令和3年4月(第8期介護保険事業計画初年度)に改定したものである。

委 員 来年度、医療保険の負担割合が改定となり、令和6年度に医療保険と介護保険の同時改定となる。医療保険では、介護保険とのバランスを考え診療報酬の点数をどうしていくかという議論をしている。市は介護保険担当としては何かしているのか。

事務局 介護報酬は医療保険の診療報酬と同様に全国一律の公定価格であり、介護報酬について市が独自に何かを検討していることはない。

委 員 報酬ということではなく、住民生活を支えていく立場として、地域の職能団体だけでは取り組みに限界があり、市にもかかわってもらうことが必要なのではないか。

事務局 介護保険運営協議会としては現時点でそういった活動をすることは考えていないが、現場の声は引き続き聞かせていただきたいし、一緒になって話をする場があってもよいのではと感じている。

委 員 団体側の声だけでは困難なこともあり、市が行政の立場からのフォローアップをしていただくことも考えてもらいたい。

委 員 介護保険以外のインフォーマルなサービスも地域で差が出ている。そういった社会資源の開発もしていくべきだと思う。市が事業所や地域の団体と話し合う場が必要だと思う。

事務局 地域の支え合いの基盤づくりに力を入れていきたい。認知症や核家族化などの課題に対して、地域の隣近所で顔見知りになっていただくことから始めることが大事だと思う。また、団体などが何か活動を検討している場合には市が情報提供をするなど、単に市が事業としてやるということではなく地域での活動を支えていきたいと思う。関係団体との話し合いについ

でも、お互い知恵を出しながら進めていきたいと思う。

委員 地域での支え合いに関して、成年後見人制度の利用促進について、横須賀市は市民後見人の要請が全国平均に進んでいて、現在40人登録されている。全国的に、実際に裁判所から選ばれるのが1割程度だが、横須賀市は市民登録している人が100パーセントケースを担当している。法整備等により、地域格差なく利用したい方が利用できる体制が整ったことは喜ばしいことだと思う。

(3) 新型コロナウイルス感染症への対応について（高齢者関係）

事務局から資料7に基づき説明を行った。質疑はなかった。

4 その他

事務局から案件はなかった。

委員から、令和4年度の市役所の組織改正についての説明してほしいとの質疑があったため、業務の移管等について説明をした。

5 閉会

次回開催は令和4年6月を予定していることを事務局（介護保険課長）から提示し、閉会した。

※この議事録は委員等の発言の要点筆記である。

以上